

## 健康経営の推進体制の整備に関する基本方針

### 1 目的

全国土木建築国民健康保険組合で働く職員が心身ともに健やかでその能力を十分発揮し、自己の成長を感じられるよう、職員の健康づくりや疾病予防、働きやすい職場環境の整備などの総合的な取組み（以下「健康経営」という。）を推進するための体制について定めるものとする。

### 2 最高健康経営責任者

組合の健康経営全体を統括するため、理事長を最高健康経営責任者（CHO）とする。

### 3 健康経営推進本部

- (1) 組合の健康経営全体の推進を行うため、健康経営推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。
- (2) 本部長は理事長、副本部長は専務理事及び常務理事とし、本部員は別表に掲げる職員をもって充てる。
- (3) 本部長は推進本部の事務を総理し、副本部長は本部長を補佐する。
- (4) 推進本部は、以下の事項について審議する。
  - ア 健康経営に関する基本指針の策定
  - イ 健康経営を具体化するための実践計画（以下「実践計画」という。）の作成
  - ウ 実践計画の実施状況の点検
  - エ 健康経営に関する対外的な情報発信
  - オ その他、健康経営の推進に関して必要な事項
- (5) 推進本部の会議は、本部長が必要と認めたときに随時招集する。
- (6) 推進本部の会議には、必要に応じ本部員以外の職員の出席を求めるほか、資料の提出若しくは意見を求めることができる。
- (7) 推進本部に、組合の横断的な課題を検討するため、本部長が指名する職員による「課題別検討チーム」を設けることができる。
- (8) 推進本部の庶務は、総務部庶務課が担当する。
- (9) 前各号に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は推進本部の議決により定める。

### 4 健康経営推進者

- (1) 組合は、本部事務所、関東事務所（給付事務センターを含む。）（以下「関東事務所」という。）、関西事務所、厚生中央病院及び健康管理センター（以下「事務所等」という。）に健康経営推進者（以下「推進者」という。）を置き、本部事務所にあつては総務部長、関東事務所にあつては関東事務所長、関西事務所にあつては関西事務所長、厚生中央病院にあつては院長、健康管理センターにあつては所長をもって充てる。
- (2) 推進者は、最高健康経営責任者の指揮・命令を受け、事務所等における職員の健康づくりや職場環境の整備に資する取組みを推進する。

### 5 ヘルスアップチャレンジ委員会

- (1) 実践計画を踏まえ、健康経営に資する具体的な取組みを推進するため、事務所等にヘルスアップチャレンジ委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

- (2) 委員会の委員は推進者が指名し、委員長は委員の中から選出する。
- (3) 委員会は、実践計画及びそれぞれの組織の健康課題を踏まえ、ヘルスアップチャレンジ計画を作成し、効果的な取組みを推進する。  
なお、ヘルスアップチャレンジ計画の作成及び推進にあたっては、健康支援室と連携するものとする。
- (4) 委員会は、実施した健康経営の推進に関する取組みについて、推進本部に報告する。
- (5) 委員会は、推進本部が必要に応じて実施する調査の結果を取りまとめ、推進本部に報告する。

#### 6 ヘルスアップチャレンジ委員長会議

- (1) ヘルスアップチャレンジ計画の作成及び推進について情報交換を行うため、各委員会の委員長が参加する委員長会議（以下「委員長会議」という。）を開催する。
- (2) 委員長会議の議長は、本部事務所のヘルスアップチャレンジ委員会の委員長が行う。
- (3) 委員長会議の庶務は、本部事務所のヘルスアップチャレンジ委員会が担当する。

#### 附 則

この基本方針は、令和3年7月1日から施行する。

#### 附 則

この基本方針は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表（「3 健康経営推進本部」関係）

- (1) 管理本部長
- (2) 事業本部長
- (3) 総務部長
- (4) 経理部長
- (5) 業務部長
- (6) 保健事業部長
- (7) 関東事務所長
- (8) 関西事務所長
- (9) 給付事務センター所長
- (10) 厚生中央病院事務部長
- (11) 中部健康管理センター事務長
- (12) 関西健康管理センター事務長
- (13) 産業医
- (14) 産業保健師
- (15) ヘルスアップチャレンジ委員会を代表する者